

## 事故報告フロー図

発生した事故※1が、重大事故※2に該当するか

Yes

- ① 直ちに総合振興局等担当課※3に第一報を報告してください。
- ② 上記①の報告後、7日以内に、総合振興局等担当課※3に事故等発生状況報告書（報告様式2-1）に参考資料※4を添付のうえ、原則、メールにより提出してください。（報告様式2-1についてはエクセル形式のまま提出すること。）

No

- ① 事故発生後（又は事故発覚後）、30日以内に、総合振興局等担当課※3に事故等発生状況報告書（報告様式2-1）を、原則メールにより提出してください。（エクセル形式のまま提出すること。）

※1 各事業者は、各法令・通知等に基づき、別途、道、市町村等及び利用者の保護者・家族へ報告へ要するものがあります。

※2 本事故報告フロー図における重大事故とは、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」の「3 報告の範囲等」の（1）に該当するものです。

※3 「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」の「別紙1」を参照願います。

※4 「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」の「5 報告の手順及び期限（2）」を参照願います。

※ その他

- ・ 道立施設は直接、本庁所管課（局）に報告すること。
- ・ 本庁が所管している施設・事業所については、本庁担当課・局へ直接報告すること。